

街づくり条例第 40 条関係基準に係る緑化協議の流れ



開発事業 申請時	<p>提出書類</p> <input type="checkbox"/> 緑化計画書（確約書※1） <input type="checkbox"/> 緑化計画平面図 <input type="checkbox"/> 緑化求積図 <input type="checkbox"/> 周囲長図 <input type="checkbox"/> 建築物等立面図※2
	<p>基準の対象外となる開発事業は、以下の書類のみ提出すること。</p> <input type="checkbox"/> 基準対象外該当申請書
計画変更時	<p>提出書類</p> <input type="checkbox"/> 緑化計画変更書（確約内容変更書※1） <input type="checkbox"/> 変更に係る図書
完了検査 実施前	<p>提出書類 <u>※完了検査実施日の 2 日前までに提出すること。</u></p> <input type="checkbox"/> 緑化完了報告書 <input type="checkbox"/> 緑化完了平面図 <input type="checkbox"/> 緑化求積図 <input type="checkbox"/> 周囲長図 <input type="checkbox"/> 建築物等立面図※2 <input type="checkbox"/> 完了写真 <input type="checkbox"/> 写真撮影方向図
	<p>提出書類は、<u>緑地設置後の実測値</u>を記載すること。</p> <p>開発事業申請時に「確約書」を提出した事業は、実地検査を行わないため提出不要。</p>
完了検査時	実地検査

※1 土地分譲等で完了検査時に緑地がない場合、緑化計画書（緑化計画変更書）に代わり、確約書（確約内容変更書）を使用すること。（確約書とは、完了検査時に緑化できない場合に緑化計画を売買契約書等に記載し、土地利用を図る者（土地の買主等）に対して主旨を十分に説明することを確約するもの。）

※2 壁面緑化を行う場合のみ提出すること。

【緑化計画平面図等の注意点】

緑化計画平面図等は以下に基づき作成すること。

① 緑化計画平面図 緑化完了平面図	<input type="checkbox"/> 図面の縮尺・方位 <input type="checkbox"/> 敷地の境界線 <input type="checkbox"/> 建築物の配置 <input type="checkbox"/> 緑地の配置 <input type="checkbox"/> 数量等※1 <input type="checkbox"/> 植栽・該当要件※2 ※1 緑地ごとの樹木の樹高、位置、本数を記載。（低木は本数のみでよい。） ※2 必要に応じて、植栽・該当要件が基準を満たしていることを示す計算式等を記載。 例 ・駐車場緑化 <input type="checkbox"/> 緑化した面積 \geq ブロック等の合計面積 を示す計算式 + 構造図 又は <input type="checkbox"/> 緑化率が記載されたカタログ等の資料の添付
② 緑化求積図	面積の算定方法は三斜求積又は座標求積とし、求積表も記載すること。
③ 周囲長図	整備する緑地の周囲長を記載すること。
④ 建築物等立面図	建築物及び補助資材等の形状・寸法を表示すること。
⑤ 完了写真 写真撮影方向図	完了写真は、緑地の状況がわかるよう 1 か所ごとに全景を撮影し、番号を付すこと。緑地が大きい場合、複数方向から撮影すること。また、写真撮影方向図は、完了写真の番号及び撮影方向を示す矢印を記載すること。